

## 「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進 に関する法律案」を閣議決定

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関し、関係者との調整の仕組みを定めつつ、  
海域の長期にわたる占用が可能となるよう、所要の措置を講ずるための「海洋再生可能  
エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律案」が、本日、閣議決  
定されました。

### 1. 背景

海に囲まれ、かつ国土の面積も狭い我が国にとって、海洋再生可能エネルギー  
発電事業の長期的、安定的かつ効率的な実施が重要であることに鑑み、海洋に関する  
施策との調和を図りつつ、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用  
を促進することが求められています。

### 2. 法律案の概要

< 占用までの手続きの流れ >

- ① 内閣総理大臣は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用を促進  
するための基本方針の案を作成し、政府が閣議決定により定めます。
- ② 経済産業大臣及び国土交通大臣が、農林水産大臣、環境大臣等との協議や、関係者  
を構成員とする協議会等の意見を聴取した上で、促進区域を指定し、公募占用指針  
を策定します。
- ③ 事業者は、経済産業大臣及び国土交通大臣に公募占用計画を提出します。
- ④ 経済産業大臣及び国土交通大臣は、発電事業の内容、供給価格等により最も適切な  
公募占用計画の提出者を選定し、当該公募占用計画を認定します。
- ⑤ 事業者は、認定された公募占用計画の内容に基づきFIT認定を申請し、経済産業  
大臣はFIT法※に基づき認定をします。

(※電気事業法による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法)

- ⑥ 事業者は、認定された公募占用計画に基づき占用の許可を申請し、国土交通大臣は  
30年を超えない範囲内において占用を許可します。

問合せ先：

内閣府総合海洋政策推進事務局	参事官補佐	滝川	(TEL:03-6257-1922(直通))
経済産業省資源エネルギー庁	課長補佐	関	(TEL:03-3501-4031(直通))
国土交通省港湾局	国際標準化推進官	佐々木	(TEL:03-5253-8684(直通))